

令和2年4月8日

公益社団法人 全国火薬類保安協会 御中

経済産業省産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付

火薬類の取扱いに関する保安教育講習の延期について（要請）

4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく「緊急事態宣言」が、7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）を対象として発令されました（緊急事態措置を実施すべき期間：令和2年5月6日まで）。

これを踏まえ、貴協会において火薬類の取扱いに関する保安教育講習の実施を予定されている場合には、緊急事態措置を実施すべき期間中、実施の延期を要請します。

また、緊急事態の長期化の可能性も念頭に置き、講習の実施方法について、オンライン化や習熟度確認等を含めた自宅学習について、早急に検討するようお願いいたします。

なお、本要請については、今後、状況の変化に応じ内容を変更する可能性があることを申し添えます。